

苫小牧市住生活基本計画

～住まうことに誇りと愛着をもてる住宅と憩うことのできる住環境の整備～

誰もが安全・安心に
暮らせる
住まい・住環境づくり



良質で活気ある
住まい・住環境づくり



環境にやさしい
住まい・住環境づくり



平成 21 年 3 月
苫小牧市

はじめに

少子高齢社会の進行や人口減少、ライフスタイルの多様化、災害等の安全問題など、私達の暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした社会状況の中で、より快適で住みよい住まい・住環境づくりへ向けて、市民生活を支える基盤である住宅に係わる施策を総合的かつ計画的に進めていくことが重要です。

国においては、昭和41年に制定された「住宅建設計画法」に基づく「住宅建設五箇年計画」の下で8期40年間にわたる住宅政策の枠組みを見直し、新たな住宅政策の理念や制度を定める法律として、平成18年6月に「住生活基本法」を公布し施行しました。

北海道においても、「住生活基本法」に基づく都道府県計画として、北海道における住宅政策の目標、推進方針、具体的な住宅施策の展開を定める「北海道住生活基本計画」を平成19年2月に策定しております。

苫小牧市では、こうした時代の変化やニーズに対応しながらより地域に根差した住宅施策を展開していくため、この度「苫小牧市住生活基本計画」を策定いたしました。

この住生活基本計画は長期的な視点による住宅施策の目標、基本的な展開方向及び推進施策を示すもので、概ね10年間の住宅施策の指針となるものです。

今後は本計画を基本に、市民・民間事業者・行政がそれぞれの役割を担い、協働を推進しながら、子どもから高齢者まで、誰もが安全・安心に住み続けることができる魅力ある居住環境の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。



平成21年3月

苫小牧市長 岩倉博文

苫小牧市 住生活基本計画

【目 次】

序 章 計画策定の目的

<u>1. 計画策定の目的</u>	1
(1) 計画策定の目的	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画期間	
(4) 計画の構成	

第1章 苫小牧市の概況

<u>1. 苫小牧市の概況</u>	3
(1) 位置と地勢	
(2) 気候	
(3) 土地利用の状況	
(4) 人口構造	
(5) 高齢者の状況	
(6) 都市基盤状況	
(7) 産業構造	
<u>2. 苫小牧市の住宅の概況</u>	21
(1) 住宅の概要	
(2) 公営住宅の概要	
<u>3. 上位関連計画・従前計画・その他の概要</u>	49
(1) 苫小牧市総合計画	
(2) 苫小牧市営住宅ストック総合活用計画	
(3) 苫小牧市住宅マスタープラン	
(4) 苫小牧市耐震改修促進計画	

第2章 苫小牧市の住まい・住環境における課題

<u>1. 住まい・住環境における意向把握</u>	54
(1) アンケート調査の概要	
(2) アンケート調査結果の概要	
<u>2. 関係団体へのヒアリングによる意向把握</u>	64
(1) ヒアリング調査の概要	
(2) ヒアリング調査結果の概要	

<u>3. 住まい・住環境の特性と課題</u>	65
(1) 災害に強い住まいづくり、安全な住まいづくり	
(2) 住み慣れた家に暮らし続けられる環境づくり	
(3) 高齢者・障がい者など誰にとっても安心な住環境づくり	
(4) 地球環境に配慮した住まいづくり	
(5) 子育てを支援する住環境づくり	
(6) 良質な住宅の供給及びストックの形成	

第3章 住宅施策の展開

<u>1. 住宅施策の基本理念・基本目標</u>	72
(1) 基本理念・基本目標	
<u>2. 住宅フレームの設定</u>	74
(1) 人口・世帯数推計	
(2) 住宅のフレーム	
<u>3. 住宅施策の展開</u>	78
(1) 住宅施策の内容	
(2) 住宅政策の体系	
<u>4. 市営住宅の取り組み</u>	86
(1) 市営住宅施策	
(2) 取り組む施策の展開方向	

第4章 計画の推進に向けて

<u>1. 市民・事業者及び行政の役割</u>	89
(1) 市民の役割	
(2) 住宅関連事業者の役割	
(3) 行政の役割	
<u>2. 計画の推進に向けた総合的な住情報の提供と相談機能の充実</u>	90
(1) 総合的な住情報の提供	
(2) 住まいに関する相談機能の充実	
<u>3. 計画の推進に向けて</u>	90
(1) 住宅施策の推進に向けて	

【参考資料】

<u>1. アンケート調査の概要</u>	91
<u>2. 策定委員会・作業部会 構成員名簿</u>	96

序 章 計 画 策 定 の 目 的

1. 計画策定の目的

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の目的

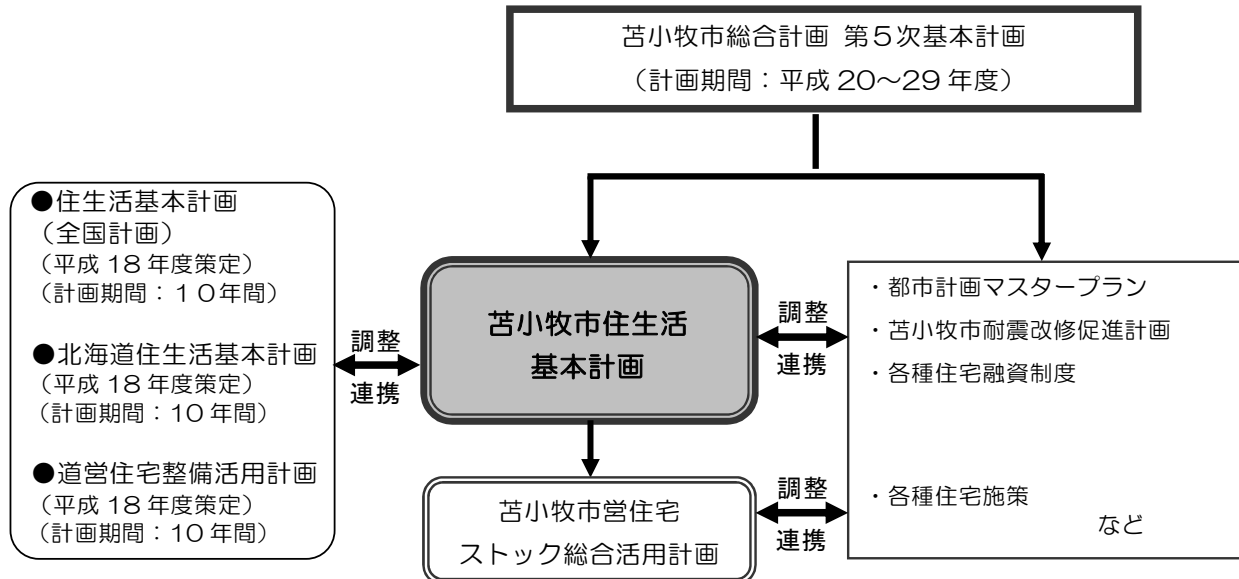
苫小牧市では、平成9年度に「苫小牧市住宅マスタープラン」を策定しており、策定から11年が経過しています。その間に国では国民の豊かな住生活の実現を目指し、住生活の安定確保・向上の促進について定めた「住生活基本法」が施行（平成18年6月）されています。それに基づき、北海道では安全で安心な北海道らしい住まいづくりに向けた住宅施策を推進するため、「北海道住生活基本計画」が策定（平成19年2月）されています。

また、本格的な少子高齢社会や人口・世帯減少社会への突入、ライフスタイルの多様化など社会動向・情勢が変化しています。こうした変化に対応していくため、効率的かつ効果的な住宅政策の推進に向けて、苫小牧市としての長期的な視点での目標設定や住宅政策を体系的に位置づけた住宅施策に関する基本的な計画の策定が必要です。

苫小牧市住生活基本計画では、苫小牧市の現状、住まい・住環境の特性、市民の意向把握などに基づき、住宅施策の基本理念・基本目標を設定するとともに、住宅施策の展開方向や推進施策について定める住宅政策の総合的な計画を策定し、今後の苫小牧市における住生活の安定の確保および向上の促進を図ることを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は「苫小牧市総合計画 第5次基本計画」を上位計画とし、関連する計画との連携・調整を図ります。



(3) 計画期間

本計画は、長期的な視点から見た住宅政策の理念を示すため、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とし、具体的な住宅施策の目標、展開方向を示します。また、社会情勢の変化や国・北海道における制度の見直しなどに柔軟に対応することに努めます。

住宅施策の評価は短期間の成果では判断できないことが多いため、長期的な視野に立ち、見直し等の検討を行うこととします。

(4) 計画の構成

苫小牧市住生活基本計画の構成を以下に示します。

◆序章:計画策定の目的

・計画の目的 ・計画の位置づけ ・計画期間

◆第1章:苫小牧市の概況

1. 苫小牧市の概況
・位置と地勢 ・気候 ・土地利用の状況 ・人口構造
・高齢者の状況 ・都市基盤状況 ・産業構造
2. 苫小牧市の住宅の概況
・住宅の概要 ・公営住宅の概要
3. 上位関連計画等の概要の把握
・苫小牧市総合計画
・苫小牧市営住宅ストック総合活用計画
・苫小牧市住宅マスタープラン
・苫小牧市耐震改修促進計画

◆第2章:苫小牧市の住まい・住環境における課題

1. 住まい・住環境における意向把握
2. 関係団体へのヒアリングによる意向把握
3. 住まい・住環境の特性と課題

◆第3章:住宅施策の展開

1. 基本理念・基本目標
・苫小牧市が目指す、住まい・住環境の基本理念、基本目標の設定
2. 住宅フレームの設定
・人口、世帯数推計 ・住宅のフレーム
3. 住宅施策の展開
・住宅施策の内容 ・住宅施策の体系
4. 市営住宅の取り組み
・市営住宅施策 ・取り組む施策の展開方向

◆第4章:計画の推進に向けて

・市民・事業者及び行政の役割 ・住宅施策の推進に向けて